

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月七日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第十五号

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地域密着型特別養護老人ホームの医師等の配置の基準） 第十四条（略） 2―4（略） 5 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十二條第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>6―8（略）</p>	<p>（地域密着型特別養護老人ホームの医師等の配置の基準） 第十四条（略） 2―4（略） 5 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二條第二項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>6―8（略）</p>

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。